

群会議の話題

第445号

2022年7月7日発行
大田区西蒲田6-17-4
東京土建大田支部
TEL 3731-5527
FAX 3735-1537
HP. <http://doken-ota.jp>
メール. info@doken-ota.jp
© 7月1日組織人員
現在4,416人

今月のテーマ

夏の行動が秋につながる

行動計画を実践しよう

6月～8月の拡大目標は2%で、夏の取り組みは秋の拡大にもつながる大事な時期です。秋の月間は9月から始まりですが、月間に入ってから準備を始めては、到底間に合わず、この夏の期間をどれだけ充実した取り組みにできるか、それが秋の拡大月間の成功に直結します。秋は春の拡大月間に比べると事業所からの加入が期待できず、対象者不足が懸念されます。

夏の期間は拡大目標2%を追求するとともに、秋の月間目標3・5%達成を目指して、6月～8月の行動計画「ポストエイグ300枚以上」と「秋の拡大に向けて対象者5人以上の掘り起こし」に取り組ましましょう。

私たちの組合を守り、諸要求実現のために、引き続き、拡大運動にご協力をお願いいたします。

暑さとコロナ 2つの予防を

気象庁は6月27日に「関東甲信地方が梅雨明けしたとみられる」と発表し、続

計開始以来最も早い梅雨明けとなりました。その後、東京では猛暑日が続き、今年もコロナウイルス対策が続く中で迎える夏となりました。

気温や湿度が上昇すると、注意をしなければならぬのが「熱中症」です。外出時は暑い日や時間帯を避け、涼しい服装を心がけましょう。

熱中症予防にはエアコンの活用も有効ですが、コロナウイルス対策のためには、冷房時でも窓を開けるなど、換気を行う必要があります。

厚生労働省は、通勤ラッシュ時や病院等に行く時はマスクの着用を呼び掛けていますが、屋外で人との距離（2m以上を目安）が確保できる場合や会話をほとんど行わない場合、また屋内では、人との距離（2m以上を目安）が確保できて、かつ会話をほとんど行わない場合は、マスクを着用する必要はないとしています。

今年も熱中症とコロナウイルス感染に注意しなければなりません。体調管理に気を付けて、コロナ禍で迎える3回目の夏を乗り切りましょう！

どけんカレンダー (2022年7月10日～8月20日)

日	月	火	水	木	金	土
10	11	12	13	14	15	16
7月		分会執行委員会			群会議	
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
					書記決起集会のため業務休止	
31	1	2	3	4	5	6
	8月					
7	8	9	10	11	12	13
					分会執行委員会	
					業務休止	
14	15	16	17	18	19	20
		群会議				

◆当面の予定◆

★無料法律相談(予約制)
日時 7月21日(木)午後 2時
8月10日(水)午前10時
受付 支部会館 2階

★税務相談会(予約制)
日時 7月25日(月)午前10時
受付 支部会館 2階

★建築相談会(随時受付)
相談を希望される方は
支部にお問合せ下さい。

※分会、群の会議日程は、
地区により前後しますので
必ず確認してください。

白抜きの日は業務休止

今年度も保険料減免制度あり！

「コロナの影響で収入30%以上減少で可能性！」

新型コロナウイルス感染症の感染者数はピーク時よりやや落ち着いてきていますが、まだ油断はできません。また、自身が感染していなくても経済活動が制限されることによる影響は、多くの組合員が受けていることでしょう。

そのような組合員を対象に、新型コロナウイルス感染症の影響により世帯主が死亡又は重篤な傷病

を負った、収入が減少し、生活が著しく困難になった場合に、組合員及び家族の生活再建を支援するための国保保険料の減免制度が利用できます。

「対象者」

- ①世帯主が死亡した組合員
- ②世帯主が重篤な傷病を負った組合員
- ③収入が2021年又は201

新型コロナ濃厚接触者お見舞い制度

■制度内容

住民票上の同居人が新型コロナウイルスに感染し、組合員本人が濃厚接触者となり保健所や自治体から定められた期間内に外出自粛要請を受けた場合が対象。

【支給金額】

- ・組合員1人2万円（本人感染は対象外）

【申請期間】

- ・3月1日～翌年2月末日の間1人1回まで

【添付書類】

- ・同居人の感染を示す証明書（保健所又は自治体発行の各種書類（就業制限通知・解除通知等）や医師の証明、宿泊療養施設発行の宿泊証明、感染事実が確認できる書類。）

※複数の証明書にて総合的に判断確認できれば可

- ・世帯全員分の住民票（土建国保に加入している家族であれば不要）

制度の詳細・申請は支部までお問い合わせください

9年と比較して30%以上減少が見込まれる組合員が「締切」11月18日（国保必着）本制度の申請方法は、組合員の働き方や収入の種類、国の給付金の受給有無等により異なります。まずは支部へ問い合わせをして、自身が保険料減免の対象となるのか、必要書類は何かをご確認ください。

◆新加入者歓迎イベント

釣り&BBQ

8月28日9時より新加入者歓迎会を兼ねた若手結集交流イベントを開催します。会場は大丹波川国際ます釣り場・つるつる温泉。大自然の中で新たな仲間たちと交流を深めましょう。

「日時」8月28日（日）

「会場」大丹波川国際ます釣り場 つるつる温泉（奥多摩）

「対象」①49歳以下の組合員とそ

の家族

- ②22年春の拡大以降の新加入者とその家族
- ③支部・分会役員2人

（①②の対象者必須）

「会費」1000円

※分会で集約し、支部にお支払い下さい。

「申込」群会議で会費を添え、分会にお申込み下さい。

※定員60名、7月21日までの事前申込です。また内容が変更となる場合があります。

◆支部空調服補助

今年度も支部空調服補助を行います。補助の申請には購入時の領収書やレシートが必要となります。紛失しないよう保管をお願いいたします。補助額等の制度の詳細については、制度案内兼申込書を分会・群を通して配布しますのでご確認ください。

また事業所が空調服を購入し、従業員へ支給した場合も本制度の対象となります。但し対象者が支部組合員であることが条件になりますのでご注意ください。

◆東京都に対しての

はがき要請行動

はがき要請行動は、補助金確保に向けた重要な運動です。

私たちの土建国保は、補助金と保険料の収入で運営されています。

国の補助金が減らされれば私たちの保険料に影響します。新型コロナウイルスを理由に補助金を減らされないためにも、今月の群会議での記入、提出にご協力下さい。

◇注意点

以下の点に注意して下さい。

▽職種の記入

会社員や事務員という記入ですと、何の業種なのか不明です。建設会社の社員や設計事務所事務員などのように明確な記入をお願いします。

▽自分の住所・氏名を記入

必ず自分の住所・氏名を記入して下さい。住所・氏名の修正や書き換えは認められないので注意して下さい。

※記入する前の注意点として、表面の宛名と裏面の要請文が逆さまにならないよう注意して下さい。